

内灘町告示第 1 号

令和 6 年 1 月の能登半島地震による被災者に対する町税の申告、納付等の期限を延長するので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 18 日

内灘町長 川口 克則



記

内灘町税条例(昭和 40 年内灘町条例第 1 号。以下「条例」という。)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域
石川県、富山県